

住宅借入金等特別控除の改正のあらまし

住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方が、「給与等の支払をする者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由」により、適用を受けていた家屋に居住しなくなった後、その家屋に再び居住した場合には、住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができることとされました。

なお、この取扱いは、平成15年4月1日以後にその家屋に居住しなくなった場合に適用されます。

- (注) 1 居住していなかった期間については、住宅借入金等特別控除の適用はありません。また、この再適用が受けられる場合であっても、住宅借入金等特別控除の適用期間は延長されません。
- 2 再び居住した年にその家屋を賃貸していた場合には、再び居住した年の翌年から再適用を受けることとなります。
- 3 上記の「その他これに準ずるやむを得ない事由」とは、例えば、給与等の支払をする者からの出向命令が該当します。

《住宅借入金等特別控除の再適用を受けるための手続》

この再適用を受けるためには、次の手続が必要です。

1 その家屋に居住しなくなる日までに

家屋に居住しなくなる日までに、次の届出書等を、その家屋の所在地を所轄する税務署長に提出することが必要です。

- ① 「転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書」(税務署に用意してあります。)
- ② 未使用分の「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」及び「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」(税務署長から交付を受けている方に限りません。)

2 その家屋に再び居住したとき

住宅借入金等特別控除の再適用を受ける最初の年については、確定申告を行う必要があります(申告した翌年以後は、税務署長から再居住者用の「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」の交付を受けている給与所得者の方については年末調整により適用を受けることができます。)

なお、再適用を受ける場合の確定申告書には、次の書類の添付が必要です。

- ① 「住宅借入金(取得)等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した人用)」(税務署に用意してあります。)
- ② 住民票の写し
- ③ 金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

※ 詳しくは、最寄りの税務署(所得税担当)や税務相談室におたずねください。